財務省

（大臣官房付）財務事務官　谷口　眞司
大臣官房参事官を命ずる
（関税局総務課長兼大臣官房参事官）同　源新　英明
大臣官房参事官兼務を免ずる
（大臣官房付）同　前田　努
財務大臣秘書官事務取扱を命ずる
（主計局主計官）同　余島　義豊
主計局司計課長を命ずる
兼ねて会計センター次長を命ずる
（大臣官房付・財務大臣秘書官事務取扱）同　奥　達雄
主計局主計官を命ずる
財務大臣秘書官事務取扱を免ずる
（主計局総務課長兼主計局主計官）同　阪田　渉
主計局主計官兼務を免ずる
財務事務官に任命する
主計局主計官を命ずる
（静岡県副知事）　髙　秀樹
（主計局司計課長兼会計センター次長）財務事務官　山本　三夫
独立行政法人造幣局に出向させる
会計センター次長兼務を免ずる（以上七月十四日）

岩手県

○人事委員会委員任命
伊藤方子委員は、七月二日任期満了し、同月三日次の者が任命された。
人事委員会委員　田中　忍
（小原　忍）

埼玉県

○公安委員会委員任命
山本正士委員は、五月十九日任期満了し、同月二十日次の者が任命された。
公安委員会委員　野瀬　清喜
○監査委員選任
本木茂委員及び鈴木弘委員は、四月二十九日任期満了し、欠員であったところ、五月二十六日次の者が選任された。
監査委員（議会選出）　小林　哲也
同　宮崎栄治郎

新潟県

○公安委員会委員任命
本望雅子委員は、六月三十日任期満了し、七月一日次の者が任命された。
公安委員会委員　津野　敏江

愛知県

○収用委員会委員再任
宮島元子委員及び安立昌子委員は、六月七日再任された。
○労働委員会委員任命
坪井裕委員は、六月三十日辞職し、七月一日次の者が任命された。
労働委員会委員　武田　安弘

三重県

○労働委員会委員任命
土森弘和委員は、六月二十三日辞職し、同月二十四日次の者が任命された。
労働委員会委員　峯　孝二

大阪府

○議長選挙
岡沢健二議長は、四月二十九日任期満了し、欠員であったところ、五月二十八日次の者が選挙された。
議長　今井　豊
○副議長選挙
永野孝男副議長は、四月二十九日任期満了し、欠員であったところ、五月二十八日次の者が選挙された。
副議長　吉田　利幸
○教育委員会委員任命
陰山英男委員は、三月三十一日辞職し、欠員であったところ、六月二日次の者が任命された。
教育委員会委員　岩下由利子
木村知明委員は、二十六年十月二日任期満了し、欠員であったところ、六月二日次の者が任命された。
教育委員会委員　竹若　洋三
○監査委員選任
藤原敏司委員は、四月二十九日任期満了し、欠員であったところ、六月二日次の者が選任された。
監査委員　西野　修平

横浜市

○議長選挙
佐藤祐文議長は、六月三十日辞職し、同日次の者が選挙された。
議長　梶村　充
○副議長選挙
仁田昌寿副議長は、六月三十日辞職し、同日次の者が選挙された。
副議長　加藤　広人

静岡市

○選挙管理委員会委員選挙
杉山重夫委員、岡部正志委員、本合久美子委員及び河村正史委員は、六月十九日任期満了し、同月十一日次の者が選挙された。
選挙管理委員会委員　岡部　正志
同　本合久美子
同　河村　正史
同　鍋倉　伸子

大阪市

○議長選挙
床田正勝議長は、四月二十九日任期満了し、欠員であったところ、五月二十二日次の者が選挙された。
議長　東　貴之
○副議長選挙
杉田忠裕副議長は、四月二十九日任期満了し、欠員であったところ、五月二十二日次の者が選挙された。
副議長　木下　吉信

神戸市

○議長選挙
安達和彦議長は、六月十日任期満了し、欠員であったところ、同月十九日次の者が選挙された。
議長　守屋　隆司
○副議長選挙
山田哲郎副議長は、六月十日任期満了し、欠員であったところ、同月十九日次の者が選挙された。
副議長　壬生　潤
○監査委員選任
梅田幸広及び川原田弘子委員は、六月十日任期満了し、同月二十四日次の者が選任された。
監査委員　むらの誠一
同　藤本　浩二

広島市

新　旧
辞職　（副市長）　西藤　公司
任期満了　同　荒本　徹哉
（以上六月三十日）
副市長　（総務省消防庁国民保護・防災部長）　室田　哲男
同　（企画総務局長）　竹内　功
企画総務局長　（財政局長）　岡村　清治
財政局長　（健康福祉局長）　糸山　隆
健康福祉局長　職員　川添　泰宏
（以上七月一日）

官庁報告

国家試験

平成27年度土地改良換地士資格試験の実施について

平成27年度土地改良換地士資格試験を下記により実施するので、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第43条の２の４の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成27年7月17日
農林水産大臣　林　芳正
記
1　試験の実施期日　平成27年10月18日（日）午前9時30分から午後4時30分まで
2　試験の内容　試験は、次に掲げる内容につき、筆記の方法で行う。
(1)　農用地の集団化に関する事業に係る次に掲げる知識
ア　土地改良法（イに掲げる規定を除く。）、民法、不動産登記法、土地改良登記令、戸籍法、農地法その他換地の事務処理を行うに必要な関係法令に関するもの
イ　測量及び土地改良法のうち換地関係規定に関するもの
(2)　農用地の集団化に関する事業に係る次に掲げる実務
ア　換地計画書の作成に関するもの
イ　従前地各筆調書の作成、戸籍簿等調査、代位登記申請書の作成及び測量（求積計算）に関するもの
法令等の適用日　試験の解答に当たり適用すべき法令等は、平成27年7月17日（金）現在において施行されているものとする。